時事新報

兵役税の實行を望む

近年來我國にては民間凋弊の沙汰、喧しきを以て政府にても政費の節減に注意するやの風聞世上に盛んなる折柄、本月十九日の官報を以て明治二十一年度の歳計豫算を公布したるものを見るに歳入歳出とも二十年度に比較して八十餘萬圓の増加なり世上或は之を見て案外の思ひをなすものなきにあらざるべしと雖も今日文明多事の世界に國し内外に向て獨立の體面を張らんとするには夫れ相應の入費を要するは勿論の事にして年月を逐ふて事の益〳〵繁多なるに隨ひ政費の益〳〵増加するの勢の免れざる所なる可し唯この間に在りて我輩の所望は事の緩急の別と國の貧富の度とを計り勉めて冗費を省いて政務の滞澁せざる樣に注意せんことの一事のみ左れば今日政費の増加は勢の免れ難き所なれば一時に其節減を望むも容易に行はれざるみとゝして扨て收税の要は其税の如何なる種類と如何なる形ちとを問はず又ろの直税たるとも間税たるとに論なく唯天下の人心に戻らずして人民に不平少なきを以て良しとすること勿論にして古今識者の議論も亦ふの目に外ならざるが如し然るに今我歳人を組立ゆる所の税目を見るに地租と除くの外(海關税は例外となし)は概ね新設の項目なるが故にとかく民心に慣れずして苦情多く就中昨年來始めて施行したる登記料及び所得税の如きは最も新奇の目にして民心に不便を感ずるのみならず徴收の手數費用も中々容易ならずと云ふ左れば今もし天下の人心に戻らず人民の不平と買はずして歳入を得るの税源あらば誰れか此と捨て彼に從わざるものあらんや登記料所得税の如き廢す可きものならば斷然これを廢して可なり竊に我輩の所見と以てするに方今天下實に屈強の新税源ありて然るも其收額の大なるは地租酒税の間に在るものを得たり即ちみの一種の税源とは我輩の毎度論ずる兵役税を課せること是なり蓋し兵役税の事に就ては去る明治十六年來時事新報の紙上に數回その説を述べたれば讀者に於ても既に微意の所在を知諒せられたるならんと雖も事の序に喇か一言せんに現行の徴兵令に據れば戸主、官吏、學士、技術師等免役の特典に居る者その數、頗る多けれども殷令へ戸主以下の者たればとて國民の義務たる兵役は苟くも之を免すの理あるべからず我輩の所見にては兵役は全國兵の名の通り平等一切何人にも特典を與へざるものとして扨て其代りに兵役税を納めて免役せしむるの一法を設け不具殘疾白痴狂癲にあらざるより以上は身を以て實役に服するか金を以て役に代ふるか兩樣の中必ら其一方に義務を負擔せしめんと欲するものなり夫れ既に兵役は國民の義務にして苟くも免るべからざるものなりと雖も今の人間の常として之を忌避するの情あるも亦止むべからざる所なれば若しも身親ら其勞に役せずして其義務を果すの工風あらば實役に服することと忌避するの人民は喜んで之に從ふことならん我輩は茲に人民が兵役を忌避する等の不祥なる語を用ふる事を欲せず即ち今の人民に喜んで兵役税を納めんとするものなりと雖ども今この法によるときは一方に於て人民は兵役の義務を免して遁れ得たる其上に一方よりては天下の人心に戻らずして然るも其大なる税源を開くものなれば國家の慶事これに過ぐるものあるべからず昨年來實行しゝる所得法、登記法の如きも畢竟い國の税源に乏しきより人心を犯し手數と費用とを憚らずして止むと得ざるに徴收するものならんなれば一方に拙くも便利に して莫大なる税源ありとすれば彼を捨て此を從ふ事に於て何の憚る所あらんや抑も兵役税の議論に就ては我輩は既に其底蘊を盡したりと信ずるを以て今更こゝに重複するを要せざるべしと考ふれども唯云々の税源ありといふのみにて其數を示さゞるときは論據の聊か空漠なる嫌ひあるに付試みに其概算を掲げんに明治十八年の調べに全國にて二十歳に相當する壯丁の人員は總計三十四萬一千七百二十七人あり此内より現役人員二萬二千三百七人と除役五萬二千八百五十八人(十八年度の除役は五萬二千八百五十八人なれども前數年度の同人員を見るに一萬以上に過ぎざるなれば甚だ稀れにして十八年度れ如きは寧ろ例外とも云ふべきものなれば現役除役を差引残り人員は例年猶ほ多數なるものと見て可なり)を除き殘る二十六萬六千五百六十二人は即ち兵役に服すべき義務ありて之に服せざるものあれば實役に服せざる代りに兵役税を拂ふものと見做し兵役税一人十五圓とすれば三百九十九萬四千四百三十圓、三十圓とすれば七百九十九萬六千八百六十圓なれどもろの一人何圓を以て程度とおすやい暫く別問題となし兎に角に其税は決して僅少のものにあらず況して前論の如く苟くも日本國民たるものゝ戸主官吏等たるに論なく總て兵役に服するの義務あるものとするときは兵役に相當する壯丁の數も亦益〳〵増加し隨て兵役税の額も亦益〳〵増加すること疑なしなれば實役に服せざる代りに兵役税を拂ふものと見做し兵役税一人十五圓とすれば三百九十九萬四千四百三十圓は今の所得税の豫算百一萬二千三百七十六圓と免許及手數料(之は亦もに登記料の收額なると知るべし)二百十一萬五千七百六十九圓合せて三百十二萬八千百四十五圓に超過すること八十餘萬圓なり我輩は今回廿一年度歳計豫算の公布あるを見て更に兵役税の宿説と反覆するものは政府が早く此新税法を實行し民間にて不便とする所得税、登記法等は無論ろの他都て錯雜なる小税目を以て往來を得らんと欲するの微意のみ

官報

○閣令第四號

明治十九年(五月)閣令第十二號中ニ左ノ通追加ス

明治廿一年三月廿八日　内閣總理大臣伯爵伊藤博文

京都大林區署管轄區域京都府ノ下ニ　滋賀縣

松本大林區署管轄區域長野縣ノ下ニ　山梨縣

青森大林區署ノ次ニ

新潟大林區署　管轄區域　位置　新潟縣

愛知大林區署　管轄區域　位置　愛知縣

岩手大林區署　管轄區域　位置　岩手縣

熊本大林區署　管轄區域　位置　熊本縣

越後國新潟

尾張國名古屋

陸中國盛岡

肥後國熊本

○海軍省令第五號

明治十九年(九月)海軍省令第百五號横須賀海軍港規則第十四條第十五條ヲ改正スルコト左ノ如シ

明治廿一年三月廿九日　海軍大臣伯爵西鄕從道

第十四條　港内船舶ノ形狀ヲ變更シ又ハ機械波止場ヲ設クルトキハ鎮守府司令長官地方官協議ノ後許可スヘシ

第十五條　軍港内ト他港ト定期航海ノ營業ヲ爲スコトヲ願フ者アルトキハ地方官ハ其發者場又ハ碇泊場ノ位置ニ付鎮守府司令長官ト協議ノ後許可スヘシ其許可ヲ經ル者ト雖モ鎮守府司令長官ニ於テ軍備上有害又ハ危險ト認ムルトキハ臨時港内ニ進入スルヲ停止スルコトアルヘシ

○農商務省令第二號

明治十九年省令第九號蠶種檢査規則中春蠶ノ製絲用種夏蠶秋蠶(夏期及秋期ニ飼育スルモノ)ノ原種及製絲用種ノ檢査ハ當分其施行ヲ延期ス

但施行ノ期ハ追テ之ヲ告示スヘシ

明治廿一年三月廿九日　農商務大臣伯爵黑田清隆

○東京府達第十號

郡區役所

歳入歳出納規則ニ據リ發行スル歳入徴税令書ニ目ノミヲ誤記シタル場合ニ於テハ來ル二十一年四月以降其訂正方ヲ金庫ニ請求スルニ不及但歳入報告ノ儀ハ右ノ場合ニ於テハ從前ノ通夫々訂正スル儀ト心得シレ

明治廿一年三月廿九日　東京府知事男爵高崎五六

○秋田縣戸口

秋田縣に於て昨年十二月三十一日現在戸口と調査せしに管内現住戸數十一萬六千一戸、本籍人口六十六萬八千九百二十一人にして内男三十四萬九千七百七十九人、女三十一萬九千百五十二人なり其族を區別すれば士族三萬四千八百九十八人、平民六十三萬四千四十一人あり又無配偶者男二十一萬千五百人、女十八萬八百七十三人、有配偶者男女各十三萬八千二百七十九人、外國行十六人、管外に出寄留四千五百七十五人、管内より出寄留四千八百九十六人、管外より入寄留三千百十三人、管内より入寄留七千七十六人、陸海軍在營中の者千百七十五人、逃亡及失踪者三千九百人なり又同年中出生者一萬七千三百二十六人、内死產九百十六人、死亡者一萬千五百七十六人、結婚者七千七百三十二人、離婚者三千五百三十五人、十九年以前出生屆洩れの者並に無籍者の就籍せし者四千九百五十五人、死亡屆洩れの者並に重籍者として除籍せし者三十二人、十九年中他府縣に寄籍せし者千二百十七人、他府縣より入籍せし者五百十八、十九年前屆洩れ逃亡及失踪者六百二十七人なり(秋田縣)

雜報

○緬甸の境界　緬甸の全土英領に屬して以來日尚浅きが故に支那との境界未だ劃定せず印度の英字新聞紙の如況い英清二國が速に委員を命じて之を劃定せざる事に付き頻りに喋々する所なれども斯く劃定に遲延するは例の支那の遲延によれるよはあらずして英國が故らに躊躇するによれるあり其故は緬國の過半い既に鎮定に歸せしと雖ども北方の地即ち支那との境界近傍に至つては未だ全く英國に服從せず叛亂常なきが故に是迄で該地方に赴むかんとする英國官吏は時の宜に從ふて漸くの事に先方に達し得るのみ一定の道順さへなき程なれば其中に入て境界を劃定するなどゝは思ひもよらず若し今の儘にて强ひて劃定を企てんとする時は先年佛國東京の境界劃定委員が常に黑旗兵其他の爲めに妨げられしが如き困難に遇ふは明白なるに付今暫く鎮定すると俟つものあり左れども來る秋の季節にも至らば多分兩國の委員立合ふに至るべしと近着の倫敦支那エキスプレスに見ゆ

○西藏人の騒動　印度政府はレッキン地方より西藏人を放逐せるべき計畫をなし清國政府に談判れ上兵力を以て其意を果さんため既に同地方へ兵士を送りしよしを記載せし事なるが去月廿六日付印度新聞い論説て曰く印度政府は北京及び倫敦に於て清國政府と談判せる結果を待つの遑なく今日直ちにシッキン地方より西藏人を放逐すべ兇時機に際せり彼の西藏人は兵器と取りてレッキン地方と掠奪し印度と攻撃せんとしるの勢を示すに至れり今日若し西藏人を懲戒するなくば遂に如何なる大事を生ずるかも測るべからず云々

○支那の軍備　もし如く歐洲に起らば支那い其機に乘じ歐洲に試地方へ向け軍着の倫敦支那エキスプレスは露國セント ピトルブルクより達せしものなれども ふざるべしと申すて自ら爲めにそ復せんとするより如何となれば前地なればあり併し國を敢嘘するものも決して恢復を企が左る臨機應變のと持つならば同國エキスプレス記者り蓋し歐洲の戰劇或る一彈國が支那共ふ與に亞細亞に際し支那が其强爲を時は東京にに向つて恢復と企ゞ兎に角支那が攻撃と試とんが爲の防禦を固むるの所は同地方の境界

○支那北洋艦隊　ふすよし現今同艦は香港に泊せん艦及び普通軍艦二二艦は皆北洋艦隊スに見えたり

○世界鐵道の統計　明せしは英國有名にして同氏は千八を以て往來を得らん二年同氏の監督に至るまでの間に年に至りて工學全陸行の運搬に必要鐵道てふもれ〳〵一退々改良と重ねり又終に世界各國も發明の年より合計經過したるれ概算にして前後のせし割合とも亦知千八百八十四年(合集加奈陀南北亞米利加歐羅巴亞細亞亞弗利加オースタラリヤ合計)千八百八十七年(合集北亞米利加内訳)

彰　葬儀ノ節ハ遠路御會葬被下節有存候間親類ノ席順名或ハ御宿所伺洩ノ程モ難量候ニ付乍略儀新紙ヲ以テ右御禮申上候也

三月廿九日　小松春三

廣告ノ取消

造肥料ノ義ニ付當新聞ニ是迄ノ製造販賣仕候濃厚人造肥料ノ儀ハ同盟ヲ解キ造人ヲ解雇シ云々ノ廣告ハ取消ス

大倉製金庫

火災保險附製造專賣

益々改良を施し堅固は堅固を加へ

片山國嘉著　江口襄纂著　裁判醫學　右全篇完成ニ付近日出版